



修善寺町外3町合併協議会

No.6

平成15年7月1日号

合併協議会だより

修善寺町 土肥町 天城湯ヶ島町 中伊豆町

合併協議会のホームページ <http://www.izucity.jp> (<http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/>)

敬老会は、対象年齢を75歳以上とし、旧町ごとに開催します。

敬老祝い金等は修善寺町の例により統一し、主な高齢者福祉事業は調整し、新市に引き継ぎます。

介護保険事業は、田方南部広域行政組合の例により統一します。

介護認定審査会は、合併時に新市と関係町村と調整し設置します。

保育所の保育料は、合併時までに調整します。

子育て支援事業、放課後児童クラブは、調整し実施します。

出産祝金は新市において実施します。保育所・保育園の給食、一時保育等も合併時までに調整し実施します。

資源ごみ集団回収は、修善寺町の例により統一します。

一般廃棄物集積場整備事業は中伊豆町の例により統一します。

環境美化事業は、現行のとおり新市に引き継がれ、合併後2年以内に統一します。また、病虫害等駆除対策は、土肥町の例により統一します。ただし、消毒機購入補助金は廃止します。

新市の特別職等の報酬額を決定しました。

教育委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・農業委員会
 ...委員長7千円、委員6千円(日額) 監査委員9千円(日額) 選挙長
 ほか選挙執行関係者...国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第
 14条の規定による額(日額) 情報公開審査会委員...1万円(日額)
 民間交通指導員...7千円(月額) その他条例等で定める委員...委員長6
 千円、委員5.5千円(日額) 議員(議長、副議長、常任委員長を含む。)につい
 ては、在任特別期間(合併時~平成16年10月31日)の議員に対する報酬額として決定しました。

消防団は、現状を基本に新市に引き継ぎます。

組織体制は合併時までに調整し、報酬手当等も合併時までに調整します。



特別職等の報酬額

職 種	報酬額	職 種	報酬額
市 長 (職務執行者)	78万円	議 長	28万円
助 役	66万円	副議長	19万円
収入役	60万円	常任委員長	18万円
教育長	57万円	議 員	17万円

協議事項

第十回合併協議会

6月4日(水) 修善寺町

第三十八号

福祉関係事業
 社会福祉について

生活保護事業は、社会福祉法に
 基づき、合併時に、新市におい
 て実施する。

地域福祉計画は、合併後一年以
 内に策定する。

戦没者追悼式は、合併時に、遺
 族会で実施するよう調整する。

民生委員協議会の事務局は、合
 併時に、(福)社会福祉協議会
 に置く。

日本赤十字社関係は、合併時に
 新市において実施する。

(福)社会福祉協議会への補助
 金は、合併時までに(福)社会
 福祉協議会の事情を尊重しなが
 ら調整する。

(福)社会福祉協議会への委託
 は、地域の実情を考慮し、合併
 時までに(福)社会福祉協議会
 と速やかに調整し、新市におい
 て実施する。

無縁墓地管理は、地域の実情を
 考慮し、現行のとおり新市に引
 き継ぐ。

民生委員・児童委員の活動費補
 助金は、合併時に、中伊豆町の
 例により統一する。

次(福)の事務事業は、合併時に、
 修善寺町の例により統一する。

行路困難者福祉法外援助(行
 旅人) 勤労者住宅建設利子補
 給制度

次(福)の事務事業は、四町差異がな
 いため、現行のとおり新市に引
 き継ぐ。

同和対策事業 人権擁護委員

活動 勤労者対策 民生委員推
 薦会
 次の事務事業は、国・県の福祉
 制度等に準拠し、新市において
 実施する。

災害弔慰金、災害障害見舞金
 金支給事業 災害援護資金貸付
 事業 災害見舞金支給事業
 以上の十二点が決定されました。

第三十九号

福祉関係事業
 高齢者福祉について

高齢者福祉計画は、合併後二年
 以内に策定する。

在宅介護支援センターは、施設
 等の実情を考慮し、現行のと
 おり新市に引き継ぐ。

高齢者福祉施設等の補助金は、
 社会福祉施設等の実情を考慮し、
 現行のとおり新市に引き継ぐ。

生きがい活動支援通所事業は、
 現行のとおり新市に引き継ぎ、
 合併後社会福祉法人等に委託す
 るよう調整する。

敬老会は、対象年齢を75歳以上
 とし、段階的に調整する。敬老
 祝い金等は修善寺町の例により
 統一し、開催方法は旧町ごとと
 する。

家族介護用品の支給事業は、国
 又は県等が定める制度に準拠し、
 修善寺町の例により、合併時ま
 でに調整し、新市において実施
 する。

介護手当支給事業については、
 合併時に、天城湯ヶ島町の例に
 より統一する。

次(福)の事務事業は、合併時ま
 でに調整し、新市において実施
 する。

軽度生活援助事業 介護予防
 事業 家族介護者教室 高齢者
 等に対する施設利用助成

次(福)の事務事業は、合併時に修善
 寺町の例により統一する。

訪問理美容サビズ事業 寝

第10回合併協議会の次第

- 1 協議事項
 - (38) 各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉について
 - (39) 各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）高齢者福祉について
 - (40) 介護保険事業の取扱いについて
- 2 新規提案事項
 - (41) 各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉について
 - (42) 各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福祉について
 - (43) 各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）について
 - (44) 各種事務事業の取扱い（環境対策事業）について
 - (45) 各種事務事業の取扱い（その他の事業）広域行政窓口サービス事業について
 - (46) 公共的団体等の取扱いについて
 - (47) 消防団の取扱いについて
 - (48) 公の施設の取扱いについて
 - (49) 各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について
- 3 その他 今後の日程について

具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 徘徊高齢者家族支援サービス事業 生活管理指導事業（指導員派遣）

次の事務事業は、地域の実情等を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぎ、調整する。

高齢者福祉施設の管理 地域ケア推進事業 在宅介護訪問指導 配食サービス 生活管理指導事業（短期宿泊） 緊急通報システム 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

次の事務事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

福祉機器・用具の貸出 住宅改修支援事業（理由書助成分）

ひとり暮らし高齢者巡回相談 次の事務事業は、国・県の制度等に準拠し、新市において実施する。

老人クラブ活動等補助 老人クラブ連合会補助 老人保護措置事業 老人日常生活用具給付等 シルバー人材センター事業

以上の十二点が決定されました。

第四十号 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業計画は、合併時までに、新市の事業計画を策定する。

介護保険事業については、合併時に、修善寺町・天城湯ヶ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）の例により統一する。ただし、介護認定審査会は、合併時に、新市と関係町村と調整し設置する。

以上の二点が決定されました。

新規提案事項

第四十一号 福祉関係事業

児童母子福祉について
子育て支援計画（エンゼルプラン）は、合併後二年以内に策定する。

ひとり親家庭等医療費助成事業は、合併時に、修善寺町の例により統一する。

次の事務事業は、合併時までに

調整し、新市において実施する。

保育料 出産祝金
次の事務事業は、地域の実情を考慮し、合併時までに調整し新市において実施する。

保育所・保育園事業 保育所・保育園の給食 一時保育 子育て支援事業 放課後児童クラブ
次の事務事業は、四町差異がないため、現行のとおり、新市に引き継ぐ。 母子（寡婦）福祉資金貸付 児童扶養手当等

以上の五点が提案されました。

第四十二号 福祉関係事業

障害者福祉計画は、合併後二年以内に、策定する。

在宅障害者共同作業所通所費助成は、合併時に、新市において実施する。

重度身体障害者日常生活用具給付は、合併時までに調整し新市において実施する。

次の事務事業は、合併時に、修善寺町の例により統一する。

重度障害者（児）医療費助成事業 心身障害者扶養共済掛金助成事業 タクシー利用料助成事業

その他の障害者福祉事業は、四町差異がないため、現行のとおり、新市に引き継ぐ。

以上の五点が提案されました。

第四十三号 保健衛生事業について

健康日本21計画は、合併後二年以内に、策定する。

母子保健計画は、合併後二年以内に、策定する。

母子保健事業については、地域性を考慮し、合併時までに調整する。

健康づくり推進事業は、合併時までに調整し、実施する。ただし、温泉活用事業については、

現行のとおり新市に引き継ぐ。

次の事務事業は、合併時までに調整し、実施する。

献血 生活習慣病予防事業 健康福祉まつり 各種健（検）診事業 各種相談（健康・栄養・育児） 歯科事業

次の事務事業は、合併時に、修善寺町の例により統一する。

結核予防事業 食中毒予防事業 予防接種事業

乳幼児医療費助成事業は、四町差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。

以上の七点が提案されました。



第四十四号 環境対策事業について

環境に関する計画及び環境に関する条例は、合併後、新市において一年以内に策定する。

環境審議会は、合併時に、新市において設置する。

環境美化事業は、地域の実情を考慮し、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後二年以内に統一する。

不法投棄ごみ防止は、現行のとおり新市に引き継ぎ、二年以内に事業内容を統一する。

病害虫等駆除対策は、合併時に、土肥町の例により統一し、消毒機は新市において貸与する。ただし、消毒機購入補助金は廃止する。

生ごみ処理機購入費補助は、合併時までに調整し、新市において実施する。

資源ごみ集団回収は、合併時に、修善寺町の例により統一する。

土肥町のごみ処理手数料は、合併時に廃止する。

一般廃棄物集積場整備事業は、合併時に、中伊豆町の例により統一する。

廃棄物処理計画は、合併後、速やかに策定する。

火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、土肥町の霊柩車運行は、合併後五年以内に廃止を検討する。

次の事務事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分 ガイオキシシン対策 公害防止協定 公害調査 ごみ資源化 ごみの分別・収集方法 ごみの運搬体制・排出方法 一般廃棄物最終処分場 広域廃棄物処理施設整備計画

以上の十二点が提案されました。

第四十五号 広域行政窓口サービス事業について

駿豆広域行政窓口サービス事業は、四町差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。

以上の案が提出されました。

第四十六号 公共的団体等の取扱いについて

四町それぞれに存在する公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合を促進する。

以上の案が提出されました。

第四十七号 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。

新市の消防団の組織体制、報酬手当等は合併時までに調整する。

以上の案が提出されました。
第四十八号 公の施設の取扱い
について

公の施設の管理運営については、
現行のとおり新市に引き継ぐ。な
お、名称については、現行名を基
本とし分かりやすい名称に合併時
までに調整する。

第四十九号 特別職等の報酬につ
いて

特別職等の報酬額は、次のとお
りとする。

新市特別職の職員で常勤の者及
び教育長

市長 七十八万円(月額)
助役 六十六万円(月額)
収入役 六十万円(月額)
教育長 五十七万円(月額)

市長職務執行者 市長と同額

新市議会議員
合併特例法の在任特例期間(合
併時)平成16年10月31日)

議長 二十八万円(月額)
副議長 十九万円(月額)
常任委員長 十八万円(月額)

議員 十七万円(月額)
合併特例法の在任特例期間後
(平成16年11月1日)

議長 三十五万円(月額)
副議長 二十九万円(月額)
常任委員長 二十七万円(月額)
議員 二十六万円(月額)

新市特別職の職員で非常勤の者
教育委員会 選挙管理委員会
固定資産評価審査委員会 農
業委員会については、

委員長 七千円(日額)
委員 六千円(日額)
監査委員 九千円(日額)

選挙長 投票管理者 開票管
理者 投票立会人 開票立会人
選挙立会人については、

国会議員の選挙等の執行経費
の基準に関する法律第十四条の
規定による額

社会教育委員 公民館運営審
議委員会 青少年問題協議会
文化財保護審議委員 体育指導
員 特別職報酬等審議会 使用
料等審議会 総合計画審議会
国民健康保険運営協議会 中豆

斎場運営委員会 民生委員推薦
委員会 水防協議会については、
委員長 六千円(日額)
委員 五千五百円(日額)
情報公開審査会
委員 一万円(日額)
民間交通指導員
指導員 七千円(月額)
その他条例等で定める委員
委員長 六千円(日額)
委員 五千五百円(日額)

以上の案が提出されました。
その他 次回合併協議会を六月十
八日に、第十二回合併協議会を七
月二日とともに修善寺町総合会館
にて開催することを確認しました。

第11回合併協議会の次第

1 協議事項

- (41) 各種事務事業の取扱い(福祉関係事業) 児童母子福祉について
- (42) 各種事務事業の取扱い(福祉関係事業) 障害者福祉について
- (43) 各種事務事業の取扱い(保健衛生事業) について
- (44) 各種事務事業の取扱い(環境対策事業) について
- (45) 各種事務事業の取扱い(その他の事業) 広域行政窓口サービス事業について
- (46) 公共的団体等の取扱いについて
- (47) 消防団の取扱いについて
- (48) 公の施設の取扱いについて
- (49) 各種事務事業の取扱い(その他の事業) 特別職等の報酬について

2 新規提案事項

- (50) 平成14年度修善寺町外3町合併協議会 決算の認定について
- (51) 平成15年度修善寺町外3町合併協議会 補正予算(第1回)について
- (52) 各種事務事業の取扱い(農林水関係事業) について
- (53) 各種事務事業の取扱い(観光、商工関係 事業)について
- (54) 一部事務組合等の取扱いについて
- (55) 使用料、手数料等の取扱いについて

3 その他

今後の日程確認

6月18日(水) 修善寺町 第十一回合併協議会

協議事項

第四十一号 福祉関係事業
児童母子福祉について
前回提出した協定内容(本誌二
頁中段)の案を決定しました。

第四十二号 福祉関係事業
障害者福祉について
前回提出した協定内容(本誌二
頁中段)の案を決定しました。

第四十三号 保健衛生事業について
前回提出した協定内容(本誌二
頁中段)の案を決定しました。

第四十四号 環境対策事業について
前回提出した協定内容(本誌二
頁中段)の案を決定しました。

第四十五号 広域行政窓口サービ
ス事業について
前回提出した協定内容(本誌二
頁下段)の案を決定しました。

第四十六号 公共的団体等の取扱
いについて
前回提出した協定内容(本誌二
頁下段)の案を決定しました。

第四十七号 消防団の取扱いにつ
いて
前回提出した協定内容(本誌二
頁下段)の案を決定しました。

第四十八号 公の施設の取扱い
について
前回提出した協定内容(本誌上
段)の案を決定しました。

第四十九号 特別職等の報酬につ
いて
前回提出した報酬額案(本頁上
段)のうち 新市議会議員の合併
特例法の在任特例期間後(平成16
年11月1日)の報酬額について、
新市が施行してから八か月の検討
期間があり、当合併協議会にて協
議するのは適当でないとする事
で判断されたため、前回提出した案
の、合併特例法の在任特例期間後
(平成16年11月1日)の市議会
議員の報酬額の部分を削除した修
正案が再提出されました。

一部協議会委員から新市議員の
定数を段階的な定数に決定した経
緯等から、修正前の報酬額案を協
議する意義もあるとの意見があり

ましたが、採択の結果、修正提出
した報酬額案が賛成多数で決定さ
れました。

新規提案事項

第五十号 平成十四年度修善寺町
外三町合併協議会決算
の認定について

平成十四年度の合併協議会決算
について歳入総額を二千二百二十
万四千二百円、歳出総額を一千六
十七万七千四百円、歳入歳出差引
額を一千五百五十二万六千九百九
十八円とする決算内容と、監査結果
が報告、承認されました。
(本誌四頁下段参照)

第五十一号 平成十五年度修善寺
町外三町合併協議会補正
予算(第一回)について

平成十五年年度の合併協議会の予
算を歳入歳出予算総額に歳入歳出
それぞれ五百五十二万六千円を追加
し、予算総額を歳入歳出それぞれ
四千五百五十二万八千円とする案
が提出され承認されました。
第五十二号 農林水産関係事業に
ついて

農林水産関係事業計画について
は、現行のとおり新市に引き継
ぐ。

地域活性化イベントについては、
新市において調整する。

農林水産業施設の維持補修に係
る原材料支給事業については、
現行のとおり新市に引き継ぎ、
制度の統一を図る。ただし、原
材料支給に係る地元負担金は、
合併時に廃止する。

受益者が特定される農林水産業
施設整備事業等に係る受益者負
担金については、現行のとおり

とし、合併後二年以内に統一す
る。

漁港施設及び漁港区域の占用料

合併協定項目一覧表

は決定された項目、は提出された項目、は協議中（小委員会付託案件も含む。）の項目、は一部決定の項目です。

【平成15年6月18日時点】

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産、債務の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 特別職の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務組織及び機構の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料、手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 補助金、交付金等の取扱い
- 17 町名・字名の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 消防団の取扱い
- 22 公の施設の取扱い

23 各種事務事業の取扱い

- 1 姉妹都市、国際交流事業
- 2 電算システム事業
- 3 広報広聴関係事業
- 4 消防水防防災関係事業
- 5 交通関係事業
- 6 自治会・行政連絡機構
- 7 都市計画関係事業
- 8 保健衛生事業
- 10 福祉関係事業
- 11 環境対策事業
- 12 農林水産関係事業
- 13 観光、商工関係事業
- 14 建設（港湾）関係事業
- 15 上下水道事業
- 16 学校教育事業
- 17 社会教育（生涯学習）事業
- 18 公社、第三セクター等の扱い
- 19 その他の事業

24 新市建設計画（県と事前協議中）

歳入の部 (単位：円)

款・項・目	予算	収入済額	収入未済額	備考
1負担金 1負担金 1負担金	22,000,000	22,000,000	0	合併協議会負担金 (1町550万円)
2諸収入 1諸収入 1預金利子	2,000 1,000	204,012 12	0	預金利子
1諸収入 2雑入	1,000	204,000	0	交流会会費
歳入計	22,002,000	22,204,012	0	

発行部数：13,600部（協議会HPで閲覧可）
配布先：修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・
中伊豆町
印刷：有限会社 修善寺印刷所

【発行・編集】 修善寺町外3町合併協議会事務局

〒410-2416 静岡県田方郡修善寺町修善寺307 NTT修善寺ビル1F
Tel 0558 74 3066（代表） Fax 0558 74 3067
E-mail gappei@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
URL : <http://www.izucity.jp>

及び土砂採取料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。以上の五点が提案されました。第五十三号 観光、商工関係事業について

観光、商工関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業の推進に努める。ただし、土肥町の「土肥温泉旅館協同組合及び組合員の近代化資金及び経営安定化資金融資制度」については、合併後一年以内に調整を図る。

第五十四号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

田方南部広域行政組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日に引き継ぐ。なお、当該組合の職員の身分は、新市の職員として引き継ぐ。

田方地区消防組合、西伊豆広域消防組合及び土肥町戸田村衛生施設組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。また、共同処理する事務の対象は、現行のまま引き継ぐ。なお、西伊豆広域消防組合については、田方地区消防組合との間で受け入れ体制が整い次第脱退する。

田方郡交通災害共済組合、駿豆学園管理組合、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び静岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

中豆斎場については、新市に引き継ぐ。

議会の議決を要する協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

以上の五点が提案されました。第五十六号 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料については、新市における住民の一体性の確保、負担の適正化及び健全な財政運営を考慮し、合併時に調整し統一する。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において調整する。

以上の案が提出されました。

その他
次回合併協議会を七月二日に、第十三回合併協議会を七月十六日にそれぞれ修善寺町総合会館で開催することを確認しました。

平成14年度 修善寺町外3町合併協議会 歳入歳出決算の内訳

歳出の部 (単位：円)

款・項・目	予算	支出済額	不用額	備考
1総務費 1総務管理費 1事務局費	8,900,000 8,900,000	6,156,132 6,156,132	2,743,868 2,743,868	臨時職員給与 事務室借上料 事務機器借上料
2事業費 1事業推進費 1会議費	12,602,000 4,012,000	4,520,882 1,754,302	8,081,118 2,257,698	協議会委員報酬等
1事業推進費 2調査研究費	7,827,000	2,112,570	5,714,430	建設計画策定支援、事務一元化支援等委託
1事業推進費 3広報広聴費	763,000	654,010	108,990	印刷製本費 ホームページ 機器借上料
3予備費 1予備費 1予備費	500,000 500,000	0 0	500,000 500,000	
歳出計	22,002,000	10,677,014	11,324,986	

この会報と新市将来構想は、合併協議会ホームページ（URL：<http://www.izucity.jp>）でご覧いただけます。